平成２１年（フ）第５７０号
奈良市青野町156番地の３
破産者　岡部　　豊
１　決定年月日　平成23年１月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２６２号
奈良市中登美ヶ丘１丁目1994番地の３　中登美団地Ｄ40―301号
破産者　山盛　直勝
１　決定年月日　平成23年１月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５４号
大分県杵築市山香町大字久木野尾933番地１
破産者　渡邉　隆昭
１　決定年月日　平成23年１月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第１７４８号
福岡市博多区空港前２丁目20番18号
破産者　柴田　正幸
１　決定年月日　平成23年１月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６５号
宮崎県延岡市野地町６丁目5315番地
破産者　由川　智美（旧姓銀島）
１　決定年月日　平成23年１月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第９３号
宮崎市大字鏡洲3467―３、住民票上の住所宮崎市大字鏡洲3515番地
破産者　蛯原　喜市
１　決定年月日　平成23年１月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第９９９１号
大阪府枚方市香里園町12番32号
破産者　桐村　和行
１　破産債権の届出期間　平成23年２月10日まで
２　一般調査期日　平成23年３月14日午後３時30分
平成23年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７２２号
堺市中区福田603番地　３―303号、前住所堺市東区日置荘西町５丁14番28号
破産者　村上　和隆
１　破産債権の届出期間　平成23年２月16日まで
２　一般調査期日　平成23年３月17日午後４時
平成23年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７１号
埼玉県入間郡毛呂山町小田谷230―４、住民票上の住所埼玉県川越市大字笠幡156番地190
破産者　北川　光子
１　破産債権の届出期間　平成23年２月18日まで
２　一般調査期日　平成23年３月16日午前10時20分
平成23年１月６日
さいたま地方裁判所川越支部

破産管財人変更

平成２２年（フ）第５８０号
石川県白山市月橋町ル13番地
破産者　有限会社リフォームショップ・ＴＳＵＪＩ
破産管財人　酒井　紳一が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　山村　三信
平成23年１月７日　　金沢地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１２５号
北海道伊達市梅本町16番地８
破産者　三浦　　昇
異議申述期間　平成23年２月14日まで
平成23年１月11日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

免責許可決定

平成２２年（フ）第２３５４号
福岡県朝倉市比良松105番地１県営住宅比良松団地３棟103号
破産者　梁瀬　久代（旧姓草場）
１　決定年月日　平成23年１月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７２４号
福岡市博多区板付７丁目１番６―311号
破産者　濵部富士人
１　決定年月日　平成23年１月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

復権決定

平成２１年（フ）第２６号
長崎県壱岐市郷ノ浦町田中触358番地
破産者　吉永　和夫
１　決定年月日　平成23年１月５日
２　主文　破産者は復権する。
長崎地方裁判所壱岐支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２００１号
東京都新宿区市谷加賀町１丁目１番１号
清算株式会社　株式会社ＫＳＳ
代表清算人　池田　正美
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２００２号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001
清算株式会社　株式会社アール
代表清算人　青木　　康
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第３０３５号
大阪市城東区鴫野西４丁目７番23号
清算株式会社　磯矢硝子工業株式会社
代表清算人　磯矢　宗孝
１　決定年月日　平成23年１月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２３年（再）第１号
大阪市中央区南船場４丁目12番12号
再生債務者　志眞建設株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区今橋４丁目３番18号ＨＫ今橋ビル９階　辰野・尾崎・藤井法律事務所　弁護士　尾崎　雅俊
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除